【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（役職員の秘密保持義務等の準用）

第七十九条の十四　第七十二条の規定は、認定団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（役職員の秘密保持義務等の準用）

第七十九条の十四　第七十二条の規定は、認定団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

（改正前）

（新設）